

# 『大乘院寺社雑事記』に見る中世奈良の諸職人

森田 恭 二

はじめに

中世の職人については、『七十一番職人歌合』（『群書類従』巻五〇）<sup>①</sup>などが、絵画を通じてその実態情報を提供してきた。

一方、文献資料では、公家日記や古文書に断片的に職人について書かれているが、『大乘院寺社雑事記』<sup>②</sup>には、中世奈良の職人について数多くの記事が存在する。

平凡社『奈良県の地名』の『奈良町』の項では、奈良市中の座についてまとめ、鉄座・油座・檜物師座・火鉢座・番匠（大工）座・赤土器座・白土器座・塗師座・塩座・猿楽座・田楽座等の存在を指摘している。

しかし、『大乘院寺社雑事記』の職人記事について、これを体系的にまとめた研究は、管見の限りでは見出してはいない。古く能勢朝次氏が『能楽源流考』（岩波書店・一九三八年）で、能楽師（猿楽師）についての記事を集めたことがある。

そこで本稿では、『大乘院寺社雑事記』にあらわれる諸職人について、職人の種類別に検討し、中世奈良における諸職人の実態解明に迫りたい。

## 本論 各種の職人

以下に『大乘院寺社雑事記』の職人に関する記事を考察する。ここでは、まず正月に大乘院門跡に参賀する職人に注目する。その後管見の大工・塗師・仏師・絵師・声聞師・河原者・田楽・猿楽・盲僧・経師その他油座衆など各種商工業者の座衆についてとりあげていきたい。

### 正月参賀衆

毎年正月には、大乘院門跡出入の職人達が、門跡の許に参賀に訪れ、いくばくかの祝儀品をもらっている。

そこには、興福寺・春日社・門跡等にさまざまな技術で勤仕する中世奈良の職人の姿を見ることが出来る。

彼等はいわば寺社に付属する専門技術者であり、その職能と技術が代々受け継がれ、寺社を背景に資材や道具も調達できたと考えられる。

たとえば、寛正六年（一四六五）正月には、

二日……鍛冶大工、

三日……塗師与四郎、

四日……檜皮大工・権大工、大工小法太郎父子、

五日……五郎三郎（鍛冶大工カ）、

八日……寺座惣大工左衛門父子、

寛正七年（一四六六）正月には、

四日……檜皮師一臈・二臈・三臈、畳指大工、

文明二年（一四七〇）正月には、

一日……塗師与四郎

二日……鍛冶大工、

四日……大工左衛門・左衛門次郎、大工左近五郎、畳指、

の参賀記事がある。

正月には、寺座惣大工をはじめとする大工、鍛冶大工、塗師、畳指、檜皮大工（師）などの職人が門跡の許を訪れ、祝儀の品を与えられるのが恒例となっていたことがわかる。

### 大工

大乘院では建築工事に携わる人々を大工と呼んでおり、大乘院邸の工事の他、長谷寺などの大和国内寺院の工事に従事している。

（以下の○印はすべて『大乘院寺社雑事記』本文）

○長祿四年（一四六〇）十月二十八日条に、

小門立柱上棟致其沙汰了、大工・権大工中エ悉皆百二十疋下行了、

とあって、大工・権大工がいたことがわかる。年始には、大乘院門跡に参賀し酒や壇紙をもらっている。

○康正二年（一四五六）十二月十八日条

鵠地藏堂棟上、大工小法太郎男二仰付了、

○康正三年（一四五七）三月二十六日条

奄治辰巳築地事被仰付之間、上葺計可沙汰、築地事可有御免之由申入間、上土門ノ北一ス分、右築地ニ可上葺之由仰了、仍去廿四日代物式貫文進上、則大工小法太郎二下行之由、奉行并舞申入之、次吉備同上葺計仰付了、仍代物一ス分式貫文小法太郎二下行仕候由、代官申入之、上土門ノ北也、次糸井衆去月始比壹貫文進上了、

○長祿二年（一四五八）正月四月条

大工小法太郎参ス、越前サイミ（細布カ）一反給之、同子金付等一給之了、

○寛正二年（一四六一）正月二日条

大工小法太郎紙二帖、同左近五郎一帖、箒一、塗師与四郎二帖、酒等各給之了、

大工の中に「小法太郎」の一団が存在した。

寛正二年（一四五六）十二月十八日条に、

鵜地蔵堂棟上、大工小法太郎男仰付了、

とあり、鵜地蔵堂の棟上は大工小法太郎が行なっている。

寛正三年三月の大乗院築地工事にも大工小法太郎が従事している。

長祿元年（一四五七）十一月には、長谷寺権大工の欠分を、小法太郎が所望している。

寛正二年（一四六一）正月の尋尊への参賀にも塗師与四郎とともに大工小法太郎がいる。

○長祿元年（一四五七）十一月二十三日条

就長谷寺権大工ノ事、先年安位寺殿ノ御代、住持院ノ又次郎男二被補之、大工職ヲハ左衛門男二被仰付之、然而又次郎男近來

不下向間、此闕分ノ事小法太郎男所望中入間、可補任旨昨日以使寛円彼寺ニ仰遣之、

○長祿元年（一四五七）十二月四日条

長谷寺権大工事、可為又次郎男仰下了、

○長祿元年（一四五七）十二月五日条

長谷寺正大工後闕事、小法太郎所望之間仰付之了、今度権大工事、就十市雖分所望又次郎以応永之御補任今度下向之間、大工ノ後闕給之、并三分可給旨仰了、

（中略）

長谷寺大工左衛門召上了、此間権大工職事、左衛門次郎不及申入、為彼寺仰付之条不可然、無左右領納スル条以外次第ナリ、一向左衛門所行ナリ、所詮今度鳥居造作ノ間ハ、云左衛門父子云手者、不可下向旨仰了、奉行二位得業、

○長祿二年（一四五七）十二月八日条

長谷寺大鳥居今日立之、大工衛門本寺権大工、権大工又次郎本寺正大工、予千疋分折紙以堯勲遣之了、

『大乘院寺社雜事記』には、長祿元年（一四五七）十二月の長谷寺大工職をめぐる争論が記録されており、それによって、当時の大

工職のあり方が理解できる。  
長谷寺の大工職・権大工職は、大乘院門跡の差配で任免されている。

この時、大工職左衛門が解任せられ、新たに小法太郎（藤井国春）が補任されている。『大乘院寺社雜事記』長祿元年十二月五日条には、長谷寺大工職補任の関連文書三点が収められている。

御判

補任 長谷寺大工職事

藤井国春

右以件人、当大工左衛門男一期後、補任大工職如件、

長祿元年十二月五日

寺主大法師 判

当寺大工職事、後欠出来候時、門跡御大工小法太郎に給御補任之由、被仰出也、恐々謹言、

十二月五日

清賢

長谷寺執行御房

御祈願所長谷寺大工事、後欠候時可被仰付之由、給御補任於小

法太郎候由、被仰出候也、恐々謹言、

十二月五日

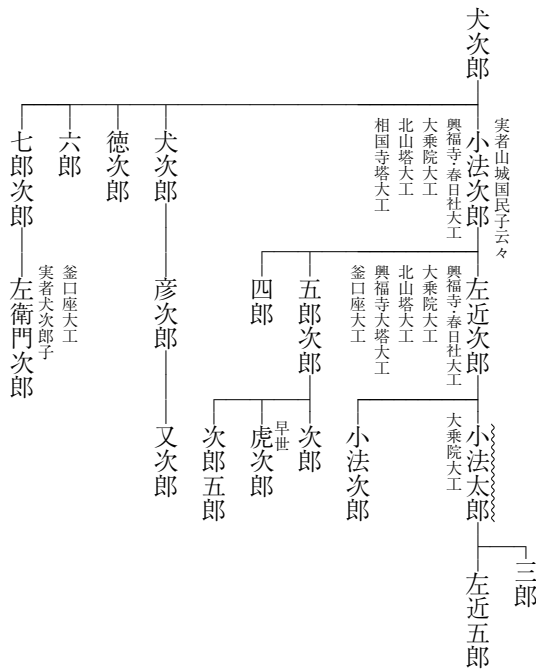
清賢

十市殿

この小法太郎（藤井国春）は、大乘院大工を勤め、年頭に大乘院に参賀しており、寛正三年（一四六二）十一月十八日条記載の「門跡大工相承次第」に現われる人物と考えられる。

○寛正三年（一四六二）十一月十八日条所載

門跡大工相承次第（波線筆者）



これにより、小法太郎の系統も、興福寺・春日社大工・大乘院大工を兼務するとともに、北山大塔大工・相国寺塔大工などを歴任した専門技術集団であったことがわかる。

小法太郎の祖父に当る小法次郎は、山城国人の出身であり、「興福寺春日社大工・大乘院大工・北山大塔大工・相国寺塔大工」を歴任し、父左近次郎も「興福寺春日社大工・大乘院大工・北山大塔大工・興福寺大塔大工・釜口座大工」であり、小法次郎が「大乘院大工」を相伝していることがわかる。

○文明三年（一四七九）正月四日条

一、大工左近次郎・寺座大工左衛門・左衛門次郎各厚紙一帖・銚子給之、

小法太郎の系列以外にも左衛門大夫とその息左衛門次郎がいたことがわかる。

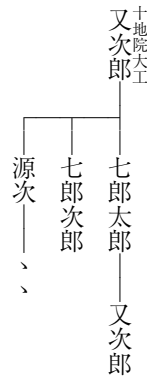
○文明三年（一四七二）十二月八日条

寺座大工左衛門大夫息左衛門次郎他界云々、不便随分上手番匠也、長谷寺悉皆召仕之、当門跡亭以下棟器<sup>梁カ</sup>也、不便々々、五十歳云々、

文明三年十二月、寺座大工左衛門大夫息左衛門次郎が五十歳で死去している。随分上手の番匠と評価され、長谷寺の工事にも徴用されたこと、大乘院門跡邸の工事にも携わったことが記されている。

○明応八年（一四九九）五月九日条

長谷寺注進番匠大工事、昨日八日又次郎可為大工之由申、如何云々、御返事、七郎次郎当時大工也、不可叶旨仰之了、



此事又自宗親律師方申分ハ、七郎太郎方より七郎次郎ニ申合子細之間、為大工者也、七郎次郎之後ハ又次郎ニ大工事ハ可被仰付之事之由申、返事ハ、自寺申入分ト只今申分ハ相違也、自彼寺申分ハ、只今より様ニ注進也、一段ト自他相届就理非可有沙汰事也、ただ今ハ作事最中、可及御沙汰条、御難義之由仰了、

明応八年五月には、長谷寺大工職争論が起こっているが、七郎次郎と又次郎で大工職相続をめぐる問題で、門跡は作事最中であるので又次郎を存続させるべく指示をしている。

### 瓦葺大工

大工のほかに瓦葺大工がいた。今日の瓦葺職人に当たるもので、寺院の巨大な屋根瓦を葺く専門技術集団であった。

『大乘院寺社雑事記』には、大工とは別に瓦葺大工と称する者がたびたび登場する。

瓦葺大工に、元林院住の孫六という者がいた。寛正三年（一四六二）六月十二日、長谷寺の瓦葺大工職に補任されている。

○寛正三年（一四六二）六月十二日条

長谷寺瓦大工事、元林院住孫六代々相承之由、以行実申入之間、不可有子細旨仰之、仍長谷寺ニ成奉書了、

当寺瓦大工職事、元林院之住人孫六捧代々相承之御文之間被仰付候、可被得其意候、巨細則躰可令申旨被仰下也、恐々謹言、

六月十二日 清賢

長谷寺執行御房

長谷寺の瓦大工は元林院住の孫六が代々相承していることを大乘院が認め、長谷寺執行に伝達している。

それに対し、長谷寺執行舜賢から承諾の返事が届いている。

○寛正三年六月十六日条

長谷瓦葺大工事無相違云々、執行返事到来、遣舜玄房給孫六了、

元林院孫六瓦葺大工之由被仰下之趣、致披露之処、土瓦葺之事細々無其沙汰、随而日記等不及見候、乍去被仰下事候間、何召仕候も可為同篇之間、自然之時者心得申候之由、可預御

披露候、恐惶謹言、

六月十六日 舜賢 判

成就院殿

塗師

また、塗師として、仏壇等の製作・修理に携わる人々がいた。最も頻出する人名に、「与四郎」がいる。

○長祿四年（一四六〇）五月十三日条

持仏堂仏壇、自正月廿八日至今日テ、与四郎致其沙汰了、漆方悉以成立了、珍重々々、

持仏堂仏壇の塗漆に与四郎が携わり、百疋を下行されている。

○長祿四年七月二十八日条

与四郎（塗師）ヌシン、依召上洛云々、大方迷惑事也、

將軍の召により京都にも上っている。寛正二年（一四六二）正月二日には尋尊を参賀している。

○文明十八年（一四八六）三月二日条

塗師与四郎入道去月十九日入滅云々、不便々々、及数年奉公物

也、

文明十八年二月十九日、大乘院に出仕を続けた塗師与四郎の死が記録されている。

塗師の座について『大乘院寺社雜事記』文明十七年（一四八五）四月二十九日条に、

龍花院座塗師至今日召仕之、半食毎日六十文宛、十文八間水分也、五十文作料、御作手又此分也、座衆二人在之、入事百疋也、依之座衆無之、社頭以下寺門事ハ本座二乗院、新座二乗院、龍花院座大乘院、此三座之沙汰也、

とあって、大乘院方に龍花院座、一乗院方に本座・新座があったことがわかる。

○明応五年（一四九六）二月十六日条

塗師御作手召之、風呂船用、漆一桶五百七十文、又五十文召之、布十六文、又木床布出之、

明応五年二月十六日には、塗師に風呂船用の漆一桶が大乘院門跡から注文されている。風呂船というから相当大きな漆塗の桶であったと想像できる。

仏師

仏像を製作する仏師には、「椿井仏所」と呼ばれる一団が存在した。長祿四年（一四六〇）には、東金堂の四天王像修理に携わっている。

○長祿四年（一四六〇）五月二十九日条

椿井仏所申入東金堂四天王修理事、学侶之儀不可有子細、仍明日ヨリ可召加之旨申入之、珍重也、高間、椿井兩人沙汰也、

○長祿四年六月二十二日条

昨日椿井仏所榼一双・二種持参之、賞翫之由仰了、

長祿四年六月二十一日には、椿井仏所が榼一双、二種を大乘院へ届けたと、翌日条に記されている。

○延徳三年（一四九二）正月二十九日条

椿井仏師法橋春慶参申、観音修理伺之、千疋分二仰之猶如何旨申云々、大方治定分也、

椿井仏所には、法橋春慶という仏師がいた。この日観音修理の修理代について大乘院と接渉しているが千疋分で成約しようとしている。ここには、仏所が請負代金をもらって仏像製作や修理を行って

いた事実がわかる。

絵師

絵師は絵所と呼ばれ、奈良には吐田座と芝座が存在した。

○長祿四年（一四六〇）四月二十七日

薬師図絵供養、絵所芝座云々、絹三八夕、ハリ八尺云々、於西室テ書之、綱所継舜威儀師・犇舜從儀師出仕云々、芝座は、薬師図絵などを制作する仏絵師であったと考えられる。

○文明三年（一四七二）八月二十六日条

昨日両座絵師会合、為祈禱薬師如来図絵供養、令請律僧為開眼師、心落沙汰神妙、於松南院坊沙汰云々、

松南院坊において、両座の絵師（吐田座・芝座）が、薬師如来図会供養のため、律僧を招いて法要を営んだことがわかる。

○文明四年（一四七二）五月二十日条

寺門図会事、於絵所者吐田方・芝方、就有縁別会五師申付之者例也、随而毎度両座致競望事也、去五日図会芝方ニ申付之畢、其後両座絵師申合、於自今以後者各度ニ可沙汰之由治定、此子細則会寛専五師ニ令申、得其意云々、就其月日図絵事、自兼日

両座衆探ヲ取定之處、芝座取当之畢、誠以無為儀珍重事也、每度及違乱事共有之、承悦者也、然而自別会方令披露字侶子細、為私儀各度事掟法不可然、一向失別会面目了、於今度者吐田座ニ可申付云々、若及異儀者両座一宿在所可進発之由一決了、則申付吐田座之處、座衆共無人数上違例牒有之、為当座可奉圖事不可得之由申之、云学侶云別会、事外腹立也、可及嚴密之沙汰云々、供目代興弘内々申分有、別会腹立之故集儀嚴密也。内々相語芝座可図絵之由意見云々、猶以不一決、大略不可有歟云々、

文明四年五月二十日条によると、興福寺の仏図絵作成について、吐田座と芝座の交代について争論が起こっている。

両座の絵師が交代を申し合わせ、芝座に定めた所、学侶の反対があり、吐田座に申し付けた。ところが吐田座は座衆の数が足らず作成できないことになった。別会五師方は芝座に申し付けようとしているが、争論がおさまらない状況であったとある。学侶および別会五師に意見の対立があり、両座が争論に巻き込まれている。

声聞師（唱門師）

声聞とは本来、大乘仏教における仏徒の三乗の一つを現わす語である。菩薩・縁覚ついで声聞を仏徒の三乗とする。声聞は自利を行ずる小乗的地位を現わし、声聞師は、賤しい身分とされた非人法師



を指すようになったと考えられる。中世奈良には声聞師と呼ばれる人々がいた。

○文明九年（一四七七）五月十三日条

懷淵延觀房、以泰弘申入之、五ヶ所間事也、所詮五ヶ所声聞ハ、根本木辻子西方、西南方、西坂北方、南方、京ハテ・貝塚・鳩垣内・以此五ヶ所為根本、在々所々ニ居住スル者也、

此内

木辻子・西坂・京ハテ・貝塚四ヶ所ハ、衆徒之三棟ニ、彼在所面々為防御、人夫事一段御許可也、仍于今無相違召仕之平群之馬場三棟ヲ相統故馬群馬召仕之、大略又彼在所唱聞共ハ、馬場之披官人也、但使等付之時ハ、門跡之定使ヲ申請付之事掟法也、於鳩垣内者、三棟ニハ不存知者也、

近日違乱事

京ハテ・貝塚両所ハ近来無止住者也、木辻子・西坂両所之内之唱聞七八人、自去々年此他所ニ引遷在所テ、云門跡之人夫役、云三棟方人夫役、不致其沙汰之聞、其在所領主成身院二問答最中也、唱聞座ハ南北両所也、自大鳥居北ハ悉以為芝辻子根本、在々所々号十座唱聞テ、門跡并寺門奉公致其沙汰也、自大鳥居南ハ号五ヶ所シ、門跡奉公一向致其沙汰計也、不請止住之在所之是非、於唱聞一列者、為門跡御披官人御自專也、然而成身院知行在所候之間、不可隨其役之由、彼面々申条、以外次第也、

所詮、

致奉公歟、一、如本ニ婦立歟、二、唱聞追ヲ遁歟、三、可存定事也、唱聞道ヲ遁ハ、一切唱聞之沙汰条々、陰陽師・金口・曆星宮・久世舞・盆彼岸経・毘沙門経等芸能七道物自專事、於彼面々者可停止也、南北之唱聞并仕丁以下二仰付之、万一致其沙汰者可任法也、此三之内可一決也、

文明九年五月、京終・貝塚両所に住居を構えた声聞師が、人夫役を勤めないことで、大乘院が「奉公するか、元の居住地に帰住するか、声聞道を通れるか」せまっている。

陰陽師は陰陽道に基づく卜占を行なう者、金口かみは鉦たたき、曆星宮は曆や天文に関する卜占者、久世舞は曲舞を行なう者、盆彼岸経と毘沙門経は、それぞれの経典を誦唱する者を指すと考えられ、声聞師らの生業となっていた。寺社の散所に居住した人々が、寺社の末端業務であるこれら唱門道（声聞道）に従事していた実態がわかる。

山田洋子氏「中世大和の非人についての考察」（『年報中世史研究』第四号、一九七九年）によると、奈良市中の非人は「三党（棟）」と呼ばれており、「三党」とは「五ヶ所・十座・北山宿」の三組織を指すという。

非人は、王朝都市の成立発展とともに、王朝都市と荘園社会から疎外された人々への呼称である。しかも非人は、もとは一般民衆で

あり、病者・癩者・不具者・乞食への転落という形で、たえず再生産されたのである。非人身分の成立を考える上の重要史料である。

五ヶ所・十座はいずれも興福寺大乘院門跡を本所とする非人座であった。

○文明十年（一四七八）六月五日条

奈良中唱門事ハ、七郷或一乘院領・東大寺領以下在々所ニ有之、此里分者号十座、南里分者号五ヶ所、各当門跡自専之一類也、此内於十座者、衆中与門跡共以召仕之、於五ヶ所者唯門跡計召仕之、

五ヶ所・十座というのは、いずれも奈良市中の声聞師の組織であり、三条大路を境にして、北里が十座、南里が五ヶ所の声聞師を組織していた。五ヶ所・十座は大乘院直轄区域の声聞師として編成されていた。

また、『大乘院寺社雜事記』寛正三年（一四六二）十二月二十日条に「声聞師に於いては当門跡寄人の故也」と書かれるように大乘院門跡の寄人（権門寺社がその職能故に人的に支配した人々）としていた。

また、『大乘院寺社雜事記』文明十年（一四七八）六月五日条に、「十座に於いては当國中數十ヶ所の唱門（声聞）の座頭也」とあり、十座が声聞師の座頭として国中の声聞師を寺門四面の大掃除

等に動員する権限を持っていた。

○文明九年（一四七七）五月十三日条

五ヶ所声聞ハ、根本辻子西方、西坂北方、京ハテ、貝塚、鳩垣内、以此五ヶ所為根本、在々所々ニ居住スル者也、

即ち五ヶ所声聞師は、木辻子・西坂・京終・貝塚・鳩垣内の五ヶ所を根本住所とし、おおむね奈良市中とりわけその周辺部を居所としていたことがわかる。

また十座については、次の史料がある。

○寛正三年（一四六二）八月十二日条

当門跡寄人十座法師原者、根本之住所兩所也、芝辻子郷七郷之内、少々一乘家御河上東大寺東南、寺門大儀之時召出仕之、自家中同召仕之、寺門与門跡相持者也、

すなわち、十座法師の根本住所は、芝辻子と河上の二ヶ所であったことがわかる。

一方、北山宿非人は興福寺一乘院門跡を本所とする非人座を形成し、その座衆内に長吏・長吏下座と一般の座衆という階層が形成されていた。

しかし、声聞師の居住地は根本の五ヶ所以外にもあった。「昨日

五ヶ所者参り申す、高御門新屋衆・鉾大明神新屋衆」(『大乘院寺社雜事記』文明九年十一月十二日条)とか、「高御門ト瓦堂ト鉾大明神ト三ヶ所ニこれ在リ。」(『大乘院寺社雜事記』文明十一年十月十一日条)とあるように、高御門・瓦堂・鉾大明神の三ヶ所も、五ヶ所声聞師の人々と認識されていた。

『大乘院門跡領目録』(内閣文庫蔵)には、次のように書かれている。

十座唱門、芝辻子以下東大寺領河上等他領在之、奈良中横行七道者自専、

五ヶ所唱門、西坂・木辻以下他領等在之、奈良中横行子細同前、

これは、五ヶ所・十座の声聞師が奈良市中を通行する七道者(猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子・鉦タタキ・アルキ横行・猿飼)等の通行管理権を与えられていたことを示している。

康正三年(一四五七)六月、大乘院領内鵜郷明教之屋の跡の乞食と東中院郷の乞食が喧嘩をする事件があった。

○康正三年六月十六日条

領内鵜郷明教之屋ノ跡ノ乞食与東中院郷乞食喧嘩、仍五ヶ所法師原参申云、大鳥居ヨリ南ノ乞食ヲハ五ヶ所ノ進退也、北ノ乞食ヲ北宿物進退、然者此檢断事、為五ヶ所可令沙汰、御許可候ハ、可畏入之由申入之、所見無之之由仰之、仍以力者乞食ノ

屋三間放火之、一間ハ不思議カ辻子、一間ハ明教坊跡、一間ハ東中院之郷也、乞食ヲ五ヶ所令進退条不能左右也、

五ヶ所の声聞師が檢断の執行の許可を尋尊に求めてきた主張は、「大鳥居の南の郷の乞食は五ヶ所の進退、北の郷の乞食は北宿の進退、然ればこの檢断は五ヶ所として沙汰せしむ。」というものであった。その結果、力者を以って、不思議が辻・明教坊跡・東中院郷の乞食の居住三ヶ所に放火している。大乘院の主張は五ヶ所は大乘院の専断であるというものである。

○寛正三年(一四六二)八月十七日条

川上声聞住所仰付山村可放火之処、今日以不動寺殿自東南院承趣者、公事之事及異儀条不可然者也、可仰付嚴密之間、放火御沙汰事今明先延引候者可目出云々、公事無為ニ可沙汰ナラハ、不能左右旨御返事申了、彼在所東南院殿御領故也、

○寛正三年八月十九日条

川上声聞之内二鵜次郎三郎・同久世舞檣松丸兩人捧咭文、於向後者如先例、人夫役事可致其沙汰之旨申入之間、放火事免了、十座の声聞師の内、河上の声聞師が門跡公事を無沙汰であったため、大乘院門跡は山村武藏公に命じて放火している。その在所は東

大寺東南院であった。河上の声聞師は、東大寺東南院より在地支配を受け、様々な課役があったと思われる。その上、大乘院門跡寄人としての支配を受けていたため、門跡公事をも支払えぬ状況もあったと思われるが、支配者大乘院は有無を言わず放火するという暴力支配をしていたのである。

また、寛正三年（一四六二）八月十九日条によると、河上の声聞師の中に久世舞（曲舞）の植松丸という者がいたこともわかる。次郎三郎・植松丸の兩名が「夫役に従う」咄文（起請文）を提出して、在所への放火を免ぜられていることがわかる。

十座の声聞師の内、河上の声聞師が門跡公事を無沙汰であったため、大乘院門跡が山村武藏公に命じて放火している。その在所は東大寺東南院領であった。河上の声聞師は、東南院より在地支配を受け様々な課役があったと思われる。その上、大乘院門跡寄人としての支配を受けていたため門跡公事も支払えぬ状況であったと思われるが、支配者大乘院門跡は、有無を言わず放火している。

この弾圧は同年十二月へも続行している。

○寛正三年（一四六二）十二月二十日条

十座声聞之内河上住人、門跡公事無沙汰之間、自去秋比色々及問答、仍少々致請文了、相残任雅意輩兩三人、昨日仰付山村武藏公放火了、在所ハ東南院殿重職御領也、仍申案内令放火了、於聲聞者当門跡寄人也、

十座声聞師のうち河上郷の住人が門跡公事を無沙汰であったため去秋頃より問答して請文を提出させた。しかし相残る二・三人は無沙汰であったため山村武藏公に命じて放火させたという。在所は東南院領であるが、声聞師は大乘院の寄人であるため管轄権があると、主張する。

「声聞師においては当門跡寄人の故也」と書かれるように、五ヶ所・十座の声聞師は住所にかかわらず寄人として支配されていたことがわかる。

五ヶ所・十座は乞食に対する支配権も持っていた。

○『大乘院寺社雜事記』文明七年（一四七五）六月条所載「御領内元興寺郷検断間事条々」所載寛正三年（一四五七）六月十六日条明教坊之敷地之乞食ト東北院郷乞食ト喧嘩了、五ヶ所法師原参申、南郷之乞食ハ五ヶ所自専、北郷乞食ハ北宿自専之間、彼屋共可申請々々、雖然如先例以力者放火了、

五ヶ所・十座の重要な権力に、大乘院により付与された「大和乞食」の検断権と「七道者」に対する自専権があった。

五ヶ所は奈良春日神社の鳥居より南の乞食の検断権を、十座は大和國中數十ヶ所の声聞師座の座頭としての地位を与えられていた。

○寛正三年（一四六二）十月七日条

五ヶ所声聞之内木辻子郷法師原昨日申入云、今御門橋ノ間別銭事、寺門引付ニ応永十八年并永享四年之間別銭ニ、木辻子郷と在之間、法師原事モ今度ハ可出之云々、歎存者也、其故ハ木辻子郷民トテ、其時分マテハ材木屋在之、当時ハ郷民ハ無之シテ声聞許在之、以前兩度例ハ、非声聞ニハシテ郷民ナリ、則出銭ノ名字等引付ヲ可有御覽者也、彼材木屋等ハ、只今声聞ノ在所よりハ北ニ在之云々、永享四年時分マテハ其屋共有之、又自昔シテ材木屋共有之故ニ、彼所ヲハ木辻子トハ申也、仍今度間別事可有御免之由申入之、仍相副奉書、未申ノ一臆所ニ遣之了、

寛正三年（一四六二）十月、五ヶ所の内木辻子郷の声聞師が、

「今御門橋の間別銭」の免除の願い出ている。彼等の言い分は次のようであった。「寺門引付」に、応永十八年（一四一一）と永享四年（一四三二）、木辻子郷が間別銭を支払った記録のあることから、今度の間別銭も出銭を求められた。永享四年までは、木辻子郷に材木屋が多くあり（故に木辻子と呼ばれる）、間別銭を出したが、今は材木屋は声聞師の居住地の北に移ってしまい木辻子郷に存在しない。従って間別銭を免除してほしいというのである。

木辻子郷においても、次第に声聞師の居住地域が形成され、材木屋が移住してしまつた歴史的状況が把握されるのである。

○寛正四年（一四六三）十二月二十八日条

十座声聞等参入、河上声聞以前御罪罷之内、於太郎五郎者、門跡御公事向後可致其沙汰之由告文仕上者、可帰任之由申、不可有子細旨仰了、兵部押而帰住、以外事也、キツカキ太郎男北宿之越前所ニ寄宿事、兩条十座訴申入、則方々仰遣了、北宿者其向後不可入立旨御請申、使者徳力法師、

『大乘院寺社雜事記』によると、五ヶ所・十座の人々と七道者についての争論が起こっている。

七道者とは、雑芸能民を指す言葉で、

猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子・金タ、キ・鉢タ、キ・アルキ横行・猿飼

の人々であつた。

寛正四年（一四六三）十一月二十三日条には、五ヶ所・十座の人々と七道者の関係について、注目すべき記述がある。

○寛正四年十一月二十三日条

十座・五ヶ所法師原参入、昨日自衆中集会召北宿者被申付嚴密之間、宿ニ召取置金タ、キ自衆中召返了、且目出候、七道者共ハ悉以十座・五ヶ所之進退之由申披故也、宿者更以不可成綺故也、

七道者

猿樂・アルキ白拍子・アルキ御子・金タ、キ・鉢タ、キ・アル  
キ横行・猿飼

以上

寛正四年（一四六三）十月、北宿者が大乘院領の鉦タタキ屋に乱入する事件が起こった。

これは、この鉦タタキ屋の支配をめぐる、北宿者と五ヶ所・十座の声聞師側とで争論が起こったためであった。事件は北宿者を管轄する一乗院門跡と、五ヶ所・十座を管轄する大乘院門跡を巻き込む争論となった。しかも、雑芸能者であった鉦タタキ等の七道者の通行を支配する権利を、北宿者が持っているか、五ヶ所・十座を持っているかで争論となった。

大乘院門跡は、「七道者共は、悉く以つて十座・五ヶ所の進退の由申し披く故也。宿の者更に以つて綺を成すべからざる故也」と主張して、七道者の通行管理権は五ヶ所・十座のものであるとしている。

この事件は、大乘院門跡が七道者を支配するのは五ヶ所・十座であることを一乗院門跡に認めさせ、北宿者―一乗院方が今後干渉することを退けて結着している。

寛正四年（一四六三）、幸郷の鉢たたき屋に一乗院方の北宿の非人が乱入するという事件が起こった。

○寛正四年（一四六三）十二月三日条

去月北宿者幸郷之鉢タ、キ屋ニ乱入云々、仍仰遣一乘院了、

当門跡領五ヶ所・十座法師原致知行条々事、為北宿者沙汰成達乱事候間、仰合衆中可成敗候、就中先日北宿者共、当門跡

領幸郷ニ乱入候、不事同儀緩怠無是非次第候得御許可就北宿可致其沙汰子細候、可得御意候、就其先為其門跡被付嚴密之

御使候ハ、可本意候、領内乱入所存外也、恐々謹言、

十二月三日 尋尊

一乗院御房

大乘院門跡が五ヶ所・十座の非人を支配したのに対し、一乗院門跡は北宿非人を支配した。これら非人が雑芸能民の活動を管理していたが、大乘院領幸郷の鉢たたき屋の管理をめぐる両者の争論が勃発したのであった。

尋尊は一乗院門跡に対し、北宿者が大乘院領に乱入したので成敗する許可を、一乗院門跡に求めている。

文明四年（一四七二）と同十年（一四七八）の二回、宇治猿樂が出仕を緩怠したため、大乘院門跡は五ヶ所・十座に処罰を命じている。

○文明四年八月十六日条

八月十日天満社神事猿樂事、宇治猿樂共当国出入二付テノ郡役

事也、然而此五六年も一向不參之間神事欠如了、仍十座川上五ヶ所之唱門共ヲ召、宇治猿樂之荷共可落取之由加由加下知了、各畏入云々、当國中唱門共ニ可相触、就其荷物事可落取条ハ、不能左右之処、重々歎申入、御落居之時、荷物事可返渡由、被加御下知候ハ、定而不可随仰候、其断事可得御意之由申入之間、被得御意之由仰了、

○文明十年（一四七六）八月十日条

天満社神事致用意之處、猿樂等不參之間芸能無之、以外緩怠、一段捧咭文處不及參上、随而召寄十座唱門等、宇治猿樂事当國經廻停止、可任法之由仰付之、畏入候、令会合可相触國中云々、

五ヶ所・十座に命じた内容は、「宇治猿樂等当國經廻の停止」であり、これを受けた五ヶ所・十座は「会合せしめ國中に相触れ」ている。國中の声聞師達に命じて、「当國經廻停止」と「荷物の没収」を行なうのが、五ヶ所・十座の持つていた下級警察権の一種であった。このことから、五ヶ所・十座の「七道者自尊」とは、七道者芸能者に対して、「当國經廻停止」と「荷物の没収」等を行なう下級警察権であったことがわかる。

横行

『大乘院寺社雜事記』寛正四年（一四六三）十一月二十三日条記載の「七道者」の中の「横行」については、不詳であったが、次の二ヶ所の記事が注目される。

○寛正三年（一四六一）二月五日条

五ヶ所横行木辻郷、上京荷物申入子細之間、召籠之、於住屋者破却了、

ここでは、五ヶ所木辻郷の横行が、上洛の荷の事に携わっていることがわかる。

○長祿四年（一四六〇）八月十四日条

五ヶ所横行、成就院之馬入草事、毎日四荷也、然ニ一段歎申間、五尺二寸ノナワニテシメテ三荷分ニ治定了、若是ニ向後申子細者、可為四荷之由、故野田東口入ニテ落居云々、昨日入草事三荷分致其沙汰、繩ニテシムヘカラス云々、色々及悪口テ、五ヶ所者共致緩怠云々、此子細成就院歎申入之間、主典・仕丁・五人・力者二人・定使一人京ハテノ五ヶ所ニ付之了、以外迷惑了、種々歎申入之間、以請文向後事落居、使料事依歎申入、五十疋出之云々、

この事件は「五ヶ所の横行」が、成就院の馬入草の荷運送を緩怠したという。成就院からの訴えによって「主典・仕丁五人、力者二人、定使一人」が京終の五ヶ所の許に派遣され、罪科に処せられた所、種々歎き入り、請文を提出したというのである。

ここでは「五ヶ所の横行」が「馬入草の荷」運搬に携わっていることが確認できる。

すなわち「横行」とは手段が馬か牛か不詳であるが、上洛の荷や馬入草の荷を運搬する人々を指すと解せられるのである。すると一種の運送業者の可能性がなくなるのか。

#### 河原者

中世の京都や奈良で、河原に居住する人々を「河原者」と呼んでいる。彼等は河原の土石を用いて庭園を作事したり、死牛馬の処理をしていた。

『大乘院寺社雜事記』には、京都の河原者と奈良の河原者の記述がある。京都から有名な善阿弥をはじめとする河原者集団が、將軍邸の樹木を求め下向している。大乘院の庭園作事も河原者善阿弥が実施している。

○長祿二年（一四五八）閏正月三日条

河原者来、木共檢知之、糸桜一本、白槇一本可進云々、酒等給之了、

○長祿二年閏正月四日条

為木檢智、内山・釜口兩所へ、京都御奉書并河原者召遣了、寛円同下之者也、馬己心寺ニテ借用之、

○長祿二年閏正月五日条

釜口ノ使婦参ス、木注文、靈山院岡松四本・五葉一本、以上、阿弥陀院岡松四本、以上、文珠院同松一本笠五アリ、柿一本、以上、成就院白槇二本、以上、明王院南天笠カフ一本、岩躑躅一本、以上、窪院五葉一本笠五アリ、以上、知足院富士松二本、以上、普賢堂岡松二本、白槇一本笠五、以上、池坊松一本、以上、合廿二本云々、悉以可進上旨申足之、云上使云河原者以下、悉以日中等分用意、為惣山給之云々、  
河原者ニハ二百疋為門跡可被下之由ヲ申テ、二結分上使ニ可渡云々、次木共事、彼寺ヨリ可上京都事大儀者也、為門跡被上候て、可被下之由申入之、五百疋分御札ヲ可令申云々、誠以大儀者也、

（中略）

御使以下ノ沙汰同釜口、二百疋、茶二十袋河原者ニ給之云々、上乘院之沙汰ナリ云々、次百疋為惣山申入御札了、河原者兩人二兩種ニテ酒給之、并粮物三百疋給之、練貫一重同給之了、河原者名ハヒコ三郎、エモン云々、畏入之由申入之、一乘院ヨリハ二百疋給之云々、



○長祿二年閏正月七日条

内山木悉到来了、彼寺ヨリ持進之、人夫ハ谷ノ者歟、食ハ不能  
下行者也、

長祿二年（一四五八）閏正月には、京都から河原者の集団が大和  
国内へ派遣されて、釜口山長岳寺・内山永久寺などの樹木を検知、  
京都へ輸送している。これは、將軍足利義政の命によって花の御所  
に植える樹木を徴収したものであった。

この時、河原者善阿弥が同行したのか定かではないが、『大乘院  
寺社雑事記』長祿二年閏正月五日条には、「河原者名はヒコ三郎、  
エモンと云々。」と書かれている。

河原者善阿弥

善阿弥は、京都の河原者出身であった。河原は無領主の地であ  
り、そこに住みついた人々は、葬送や死牛馬の処理などにあたった  
が、善阿弥のように樹石を用いて作庭にあたる山水河原者もいた。

善阿弥が、初めて史料の上に現われるのは、長祿二年二月二十四  
日の『蔭涼軒日録』の「蔭涼庭頭、葉樹を栽えられるべき由仰せ出  
さる也、善阿尊命を承りて来る也。」という記事で、將軍足利義政  
の命で、相国寺蔭涼軒の庭頭に植栽している。

善阿弥は、『鹿苑日録』<sup>3</sup>によると、文明十四年（一四八二）九月  
に九十七歳で没したと記されているから、誕生は至徳三年（一三八

六）と推定される。

善阿弥は京都のほか奈良でも活躍している。寛正二年（一四六  
一）十二月には、京都から奈良に下向し、部下と共に、興福寺・菩  
提山（正暦寺）、内山（永久寺）・釜口（長岳寺）の三ヶ寺で造園に  
携わっている。

○寛正二年（一四六一）十二月四日条

河原善阿ミ来、当院木共検知、柘榴一本・柏真一本可進云々、  
料正二百疋給之、畏入云々、成就院五葉一本可進云々、次菩提  
山・内山・釜口三ヶ寺自余河原者下向、成身院使与寛円兩人相  
副了、

○寛正二年十二月六日条

- 一、諸山寺庭木注文一紙給河原者了、<sup>笠三</sup>
- 五葉一本上乘院、白楨一本中院、<sup>二</sup>
- 白楨一本、口無一本、柘榴一本阿ミタ院、<sup>五</sup>
- 白楨一本薬師院、口無一本円光院、
- 平木一本同、
- 以上内山
- 白楨一本一心院、同一本宝藏院、同一本宝光院、
- 以上菩提山

寛正二年（一四六一）十二月、大和へ河原者が差し遣わされて、興福寺大乘院をはじめ、菩提山正暦寺・内山永久寺・釜口長岳寺から植木を徴収している。これは、將軍足利義政の命により、室町御所（花の御所）庭園造園のための庭木徴収と解せられる。これらの仕事には、善阿弥を中心とする河原者が携わっていたことがわかる。

逆に京都から奈良に招かれて善阿弥の一派が寺社の庭園の造園に来ることもあった。

たとえば次の史料がある。

○文明三年（一四七一）七月五日条

一、中院庭至昨日了、善阿ミ毎日三十疋宛并引物二千疋、手物十一人毎日一人別二十疋宛、引物惣中五百疋下行云々、八九日此木共可被植之之間、善阿一人ハ可在南之由下知、食事等下行云々、

○文明三年八月四日条

一、河原善阿ミ住屋事、為六方作給之、九内堂之東地事申請之、不可有子細旨許可了、

善阿弥の一団十一人が、内山永久寺の庭の手入れ、および八月には大乘院門跡の附近九内堂の東の地に住居を与えられて、興福寺界隈の庭の手入れを実施している。現在残る大乘院の庭園などに善阿

弥が関わった可能性が高いと考えられる。

田楽

奈良の田楽法師は、春日若宮祭に勤仕するのが常であった。『大乘院寺社雑事記』に次の記事がある。

○長祿二年（一四五八）十一月二十七日条

田楽法師新座・本座之笛以下四人参了、  
縁舜法眼申次了、

○長祿二年十一月二十八日条

後日猿楽如例、四座ノ猿楽皆参、能十番、了後新座・本座ノ田楽又如常云々、

田楽座は、本来藤原氏の保護のもとに、京都宇治を本拠としていた。鎌倉時代になると、その本拠を大和に移したと考えられる。

『大乘院寺社雑事記』によると、田楽法師が興福寺に出仕しており、室町時代においても田楽座が大和に存在していたと考えられる。

長祿二年十一月二十七日条に、本座・新座両座の存在が書かれており、同十一月二十八日条で、春日若宮御祭の後日猿楽に、猿楽四座とともに、本座・新座の田楽が上演している。

○長祿二年（一四五八）十一月二十九日条

夜前田樂法師与猿樂喧嘩出来、其故者昨日後日猿樂二田樂法師面ヲアテ了、猿樂方事外腹立、仍田樂法師之宿二押寄色々及問答、彼面ヲ召出テ打破了云々、田樂条々失面目了、如此喧嘩之間、実専長舜房、為仲人罷出処、矢ニアタリテ今日他界了、不知矢主云々、実専之事、於衆中者随分ノ用人也、不便々々、

『大乘院寺社雑事記』長祿二年（一四五八）十一月二十九日条には、田樂法師が面をつけて猿樂法師と喧嘩になったことが記される。猿樂の隆盛と村々での演能の機会が多くなったことに伴って、田樂法師も猿樂を演能するいわゆる田樂能が行なわれた。これにもなつて、猿樂法師の領域を犯すことも多くなり、このような喧嘩が起こつたと解釈できよう。

○長祿四年（一四六〇）十一月二十四日条

田樂法師交名持参、十三人烈参、各腰衣、清賢法橋付衣、申次之、当番故也、於公文所之縁上請取之、法師原同堂上者也、交名持参之時、酒肴代百疋可有下行之由申入之、無其例之旨仰了、重而可参之旨令申之、

本座

愛乙法師 編木

善徳、

編木

愛千代、  
編木  
高足  
刀玉

虎松、

編木

福増、  
千代松、

小鼓  
高足  
刀玉

藤松、  
編木  
千松、

大鼓

虎若、  
大鼓  
松若、

同

龍藤、  
編木  
千代夜叉、  
太鼓

才松、  
大鼓

以上杉原折紙一行一書之者也

『大乘院寺社雑事記』長祿四年（一四六〇）十一月十四日条によると、本座田樂が大和で健在であることが証明できる。しかも十三人が大乘院へ列参、交名を提出している。愛乙法師以下十三名の名前のわかる貴重な記録である。

### 猿樂

奈良の猿樂は、四座猿樂として史上名高い。いわゆる觀世・宝生・金春・金剛の四座である。南都の各種法会に演能するが、特に二月の新猿樂と十一月の春日若宮祭は、恒例の勤仕であつた。

大和四座の猿樂は、京都の法成寺や法勝寺に奉仕した猿樂者と同様、大和の大寺社の修正会・修二会にかかわる寺辺の猿樂者であつたと考えられよう。

○長祿二年（一四五八）十一月二十八日条

後日猿樂如例、四座ノ猿樂皆参、能十番、了後新座、本座ノ田

樂又如常云々、

春日若宮御祭には、翌日後日猿樂が行なわれ、四座（觀世・宝生・金春・金剛）が演能するのが恒例であった。

○長祿四年（一四六〇）八月十日条

天満祭礼宇治猿樂藤松大夫參ス、自西剋芸能初之至子剋了、一献予沙汰之、安位寺殿御見物、猿樂兒愛千代丸、召出之、酒器及度々其興アル者也、此外座兒一兩人有之云々、

長祿四年（一四六〇）八月十日の天満神事に宇治猿樂座の藤松大夫が出仕しているが、大乘院の尋尊、安位寺経覚らが見物し、猿樂の稚兒愛千代丸を招いて酒宴を催している。

○寛正二年（一四六一）正月二十一日条

猿樂龜来、去十四日公方松奏、觀世音阿弥致其沙汰云々、

○寛正二年正月二十三日条

昨日猿樂藤松大夫来、扇一本給之、

毎年正月には、猿樂者の大夫らが、尋尊の許に参賀するのが恒例のようであり、觀世座音阿弥が將軍邸で松奏を演じたと伝えてもい

る。

薪猿樂に四座が演能する史料は、数多く存在するが、代表的な例を次にあげよう。

○文明三年（一四七二）二月条

八日、自今日薪猿樂始之、金晴・金剛參云々、珍事以外次第也、一向六方申沙汰、学侶又同心、衆徒承引条殊更筒井律師越度也、

十二日、觀世座參社頭、三座ハ南大門參了、十三日、四座於南大門芸能、今日ハ宝生觸穢之間不參社頭故也、

十四日、薪猿樂四座皆參、至今日七ヶ月修之了、

毎年二月の薪猿樂（薪能）には、四座猿樂が演能するのが恒例であった。この年二月十三日は、宝生座が觸穢のため不參であったが、十四日から七ヶ日四座皆參であったという。

南大門において芸能が行なわれ、衆徒等が見物している。『大乘院寺社雜事記』には、康正三年（一四五七）から明応四年（一四九五）までの薪猿樂の記事が残されている。

盲僧

『大乘院寺社雜事記』における盲僧に注目した小熊讓氏は、「中世

後期における奈良の盲人について——『大乘院寺社雜事記』を中心に——」を著わしている。<sup>5)</sup> 小熊氏によると、当道や地神盲僧の座以外に、呪術的な力を期待された盲人の集団があった。

○長祿元年（一四五七）十二月十四日条

芝辻子ニ行善ト云盲目二人夫役事為郷人懸催間、就大行事歎申入間、可聞旨郷人ニ仰付了、奉行繼舜上座、

この記事により、盲人は「人夫役」を課せられない特殊な身分であったことがわかる。

○長祿二年（一四五八）正月十日条

一、盲目参賀了、申次隆舜法橋付衣、下御所ノ南庭上ニテ在此儀、菴并酒肴事昨日ヨリ修理目代ニ仰付云々、去年炎旱ノ間、酒肴半分三百文下行之云々、悦言後上林廿合出之了、其次第如去年也、

○長祿三年（一四五九）正月十一日条

一、盲目参賀、奉行弊舜寺主付衣、祝言之後上林廿合入長櫃テ出之、木守兩人持之、菴廿枚計并酒肴代依炎旱半分三十疋、自修理目代出之云々、御力者一兩人直垂ニテ候了、次第等如去年、

○文明十七年（一四八五）正月七日条

盲目参賀如例、奉行繼舜法眼付衣、十合果子入櫃、座法師直垂、昇之出、木守著袴、支配之、菴修理木守持参、酒肴代半濟歎、三百文下行之、御力者一人末歎、直垂、参申、各役者所出等兼日ニ仰付之、盲目兼日伺申、今日之由仰之、今日十六人参申、御中屋果子取出事、上北面番并下北面番等、入長櫃給座法師了、芸能之後退出了、

毎年正月には、大和の盲目集団が、大乘院へ参賀するのが恒例であった。大乘院南庭に菴を敷き、祝言の後、上林（果物）や酒肴を出すのが恒例であった。この盲目参賀は、正月の祝言を述べるのが目的であり、盲人の呪術的な能力が期待されていたと考えられる。一方、当道としての盲人の記事も見られる。

○文明二年（一四七〇）七月二十日条

ト一檢校去十八日罷下、六十日在京、廿一ヶ度ニ平家一部於公方相語之、御陣様以外子細共、於東北院相語旨吉田申之、今日寺住以下物共越請東北院活計云々、

ト一檢校は、文明十一年（一四七九）二月に死去する平家琵琶の法師で、たびたび大乘院に来ている。文明二年七月には京に下り六十日間在京、將軍邸に於いて二十一回平家を語ると語っている。ほ

かに重一、増一檢校も大乘院に出入している。

○応仁二年（一四六八）十月三日条

一、権中納言局相具若君兩人、昨日被下向、為見參參成就院了、卜一檢校・増一、兩參、平家於御前語之、

応仁二年十月には、権中納言局が相具す若宮兩人が、卜一檢校・増一檢校兩名の語る平家琵琶を聴いている。

従つて卜一・重一・増一檢校などは、大乘院近辺に住居を持つていたと考えられる。

○文明十一年（一四七九）三月二十日条

一、惣檢校卜一入滅、於藥師院辻子也、不便々々、

卜一檢校は文明十一年三月二十日入滅したと尋尊の許に伝えられている。「藥師院辻子」において入滅とされているので、晩年の住居は奈良市中藥師院辻子にあったと推定できる。

○文明十二年（一四八〇）二月二十二日条

昨日一國中盲目共蜂起、三百人計有之、吹筒テ寄來、般若寺平野・筒井成身院咒詛云々、先日彼方物共、於平野辺盲目打殺了、然之間如此致其沙汰云々、又自彼方足輕共罷出追払之間、又手負之盲目濟々出來云々、為彼方不吉事也、先年於福住如此

事在之而福住令生涯了、不思議々々々、

文明十二年（一四八〇）二月には、「一國中の盲目共蜂起」の事件が起こっている。三百人の盲人が筒を吹いて寄せ来たたとあるので、吹矢を武器に用いていたとも解せられる。これは、般若寺平野・筒井成身院の衆徒らが盲人一人を打殺した事件への報復と考えられ、さらに盲人らに犠牲者（負傷者）が出たため、尋尊は「彼方のため不吉の事也」としている。盲人がいわば神聖視されていたと考えられる。

#### 經師

經典を製作するものを經師という。

京都の大經師などは、曆を木版に印刷しているが、奈良では曆は陰陽師の仕事であつて、經師はそれには従事していない。

○文明十五年（一四八三）十二月晦日条

一、經師御經一卷進之、

とあるように、奈良の經師は文字通り經典の製作者であつた。

○文明三年（一四七一）九月七日条

大般若經料紙三十五束分、經師方ニ渡之、此内五束ハ經師方ニ給之、可用意云々、三十束ハ極樂坊ニ預之、

(中略)

経師二条々仰付子細、

一、料紙能々可打之事肝要也、

一、黄皮ニテ可染之、相構不可入口無事、

一、ノリノ事、以古米可沙汰、新米不可叶事、

一、表紙ハナシ地黄紙、転ヒホ如常、

一、形木文字不見分ハ可書繼之間、ケヲカクヘシ、

一、初缺十卷、結缺十卷、先以早々可沙汰事、

文明三年(一四七二)九月七日条によると、經典製作の実態がわ

かる。「大般若経」の料紙は興福寺から経師方に渡された。

大乘院門跡からは、経師方に対し、「料紙を能く打ちなめすこと、黄皮にて染めること、古米を用いて糊を作ること、表紙は無しで地は黄紙、転ヒボ(紐カ)を用いること、初缺十卷・結缺十卷を早々製作すること」等を注文していたことがわかる。

### 油寄人

油座商人は燈油を本所に献納して公役免除の特権を得、かつその余剰を販売した。鎌倉時代、大和には興福寺一乗院油座寄人と大乘院寄人の符坂油座があったが、春日散在神人を兼ねた符坂油座が勢力をふるい、奈良一帯の油専売権をもっていた。室町時代になると、矢(八)木胡麻仲買座が農村部を中心に発展し、符坂油座は奈

良市中や寺社への献納を中心とした。

以下に、関連資料を検討しよう。

○長祿二年(一四五八)十月二十六日条

先日符坂油座申入云、箸尾油売近年於奈良中テ分買売候、只今箸尾と衛門三郎分買売之間、油一荷取之候処、鳥屋備中披官候之由申候間、(中略)

次於油座衆者、自寺門又諸役皆免也、神木御入洛時致忠節故也云々、但於門跡方者、自然大用之時、人夫等事ハ以別段之儀可罷出旨仰時、人夫二出者也、於寺門者一向皆免也、當門跡油・社頭油申出之者也、就中河内国木村油売又當門跡寄人也、子細同前符坂也、符坂与木村兩座外ハ、奈良中買売事ハ不可叶事也、仍座衆等毎度及訴訟者也、

長祿二年十月、符坂油寄人らが、箸尾油売が奈良市中で売買したことを大乘院に訴え出た。大乘院尋尊は、大乘院門跡の寄人である符坂油寄人は、寺門の諸役皆免であること、符坂油寄人と河内木村油売は共に門跡寄人であるとし、この両座以外は奈良市中での油売買を禁じている。

○長祿三年(一四五九)八月十六日条

當門跡油寄人矢木住人等訴申入、森屋ノ住人近日任雜意、於矢

木苮木実等売買之、更以無先例之由訴申入、仍森屋公文方ニ可  
止売買之由成奉書了、

矢木座油座寄人が森屋住人が矢木において苮木実を売買するとし  
て大乘院へ訴え出ている。

この史料により矢木に大乘院門跡の油寄人がいたことがわかる。

○長祿四年閏九月十六日条

今度符坂油取事、相乱以外事也、如此之間、向後事可為如何哉  
之間、為座衆生涯者也、然而自成身院申入趣ハ、於盜売油者可  
取之、自然召上油有之者、以札可召寄候、無其儀者可押取之  
由、可有座衆等御下知之由申入之間、門跡力者并名主定使、成  
身院使両三人ヲ以符坂衆ニ仰触了、自然又称成身院札、寄事於  
左右申者有之者、令同道、於成身院テ可一決之由仰触了、此  
条々成身院申入故也、座衆等事外畏入云々、

符坂の油神人とそれを管轄する興福寺成身院との争論が、長祿四  
年（一四六〇）閏九月に起こっている。大乘院門跡からは、力者な  
らびに名主定使と成身院使を符坂に遣わして、争論の解決をはかっ  
ている。

○寛正五年（一四六四）七月十五日条

符坂油寄人注進之、御油寄人令郎四郎男為沙汰、地下人次郎五  
郎に令殺害、則於次郎四郎者遂電不知行方之由、座衆等注進申  
了、次郎五郎ハ當時者成身院法印光宣披官也、本主ハ越智  
云々、則殺害人次郎四郎之在所為檢断、御下部徳力・徳陣・慶  
万、御後見使左近次郎男仰遣了、然而自衆中次公人中綱慶忍專  
当以下能所兩人、住宅令檢封之間、於門跡使者罷退了、此条存  
外次第也、於次郎五郎住屋者、為衆中可致其沙汰、於寄人者為  
門跡可沙汰事也、所詮衆中之檢封に切捨、為門跡任有限旨可沙  
汰之由、仰合成身院之处、<sup>（見方）</sup>見ハ慶忍專当檢封致其沙汰歟、被  
仰尋依申状可有御沙汰以外事也、早々為門跡可沙汰直之由加下  
知、慶忍申入趣ハ、畏入候、不及覚悟致其沙汰候、御自專事候  
者無子細事候、今夜事ハ夜隱之間、明日次參上可蒙仰云々、及  
亥剋之間、今夜事無事是非儀者也、

寛正五年（一四六四）七月十五日には、符坂油寄人の次郎四郎が  
殺人事件を起こして、逃亡した。この事件の処分をめぐる興福寺  
衆中と大乘院門跡の対立が起こっているが、大乘院門跡尋尊は、  
「寄人は門跡の沙汰である。」として解決をはかっている。

○文明元年（一四六九）十二月二十六日条

矢木中買衆与符坂本座衆相論争在之、自矢木座荷共押留之、応



永十二年咄文在之間、十市・檜原・箸尾方ニ仰遣之、矢木座衆彼面々披官故也、各相尋可申入云々、先日成奉書、今日返事到來、

文明元年には、矢木仲買衆と符坂本座衆の間で、矢木座衆が符坂本座衆の荷を押し留めるとして争論が起こっている。この争論は文明二年まで続いており、矢木座が違乱をなすことを禁じられている。

○文明二年（一四七〇）四月十四日条

古市筑前守来、符坂油座衆申他国荷事、古麻木実等符坂へ持入分ハ、為矢木座不可成違乱候、其外別在所へ持入事候ハ、如何様に候目付ヲモ付候て、為矢木座商人荷ヲ可落取之由、可有御成敗旨申堅候、於此趣早々矢木座ニ可有仰下知云々、仍十市、檜原代官召之了、

○文明十一年（一四七九）九月十二日条

河内木村油座衆申、於法花寺商売事、不可然旨本座申之荷共押留了、可有成敗云々、此条於門跡不能覚悟、先以寺門向之名主共ニ可申之由仰奉行了、西法院・円満院・蓮華院之学順房・古市以下、自木村年貢取之仁也、何等專可計略事也、殊更法花寺事ハ七大寺内也、於当門跡無殊由緒者也、

文明十一年（一四七九）頃からは、河内国木村油座の大和国進出にともなう争論が起こっており、符坂油座から木村油座の荷を押し留めている。しかし木村油座の荷は法花寺の管轄下での商売として認めている。

#### 塩座

塩の売買も正願院を本座とする塩座が独占権を握っていた。問屋が四カ所あり、これ以外の売買が禁じられていたことがわかる。ほかに、荷物としての塩駄を運送する「塩駄問職」が大乘院の座として認められていたこともわかる。

○文正元年（一四六六）閏二月十九日条

正願院塩座本座衆、連參、問屋三ヶ所當時四ヶ所也、此問屋外ニハ不可売事也、然而近年任雅意所々買売云々之由歎申入之、

（中略）

本座掟法ハ、堺以下所々ヨリノ塩、問屋工持入テ於問屋而外様二十方売之、以升計売、此問屋之外ハ奈良中一向停止者也、シタミノ座掟法ハ、フリ売ニ町々ヲ売也、於屋内不売之者也、仍座衆人数定也、然而只今本座訴訟ハ、シタミノ座者於屋内如本座任雅意致売買之間、歎申入者也、又シタミノ座ニモ不入輩少々売買仁任之、同停止之、

又本座問屋ヨリ塩ヲ請取テ、於市屋形市ノ日売之事在之、南市

・北市當時中市如此、是ハ市座役ヲ令沙汰テ、市日計売之、本座ヨリ許可也、於屋內不可売云々、

又東大寺領ニ今在家以下ニ塩売在之、本座ニモ非、シタミニモ非也、自本座問屋塩ヲ請取テ、於屋內売買、近年沙汰也、此条不可然事也、当門跡座衆外奈良中ニ不可有上者、堅可停止上者、自問屋不可出之、若自問屋許可仁在之者、隨見合而塩ヲ可落取也、其上ニ可及過錢沙汰旨、座衆等ニ昨日堅以加下知了、畏入云々、

この記事により、正願院塩座が本座であり、堺から塩を入手売買していること、塩座以外の商人が塩の売買をすることを大乘院門跡が禁じていたことがわかる。

○文明五年（一四七三）三月二十七日条

大乘院座塩駄問職事、春幸五郎時春、以由緒申入之間、当座衆方先日以寛田相尋之、不可有子細之由申入之間、今日宛文を給了、遣継舜法橋方、内々申入故也、多聞院之大工番匠云々、筆師信承也、予判結之了、抑此駄者百二十疋也、平群郡立野・龍田・世屋以下者共商売也、此内三十疋ハ一乘院方座自専也、其余ハ当座衆大乘院方、自専也、（中略）此問ハ大乘院方ハ二人西御門一人紀寺一乘院ハ一人紫辻ニ在之云々、

この記事により、塩の運搬に携わった人々が塩駄問屋であり、現奈良県生駒郡三郷町大字勢野セヤ（世屋）・立野たつのおよび現斑鳩町龍田たつたに居住しており、大乘院方・一乘院方に分れていたことがわかる。

○文明五年五月九日条

一乘院殿様塩座等謹言上

奈良中塩座事者、依為鄭重之儀、就子孫致相続令売買候条、古今之御掟旨候也、然之處近年号大乘院殿様座衆、三良五郎・七郎次郎・六郎四郎・十郎・平六以下輩、直付駄塩売買候条濫吹之沙汰、曾以無先規之題目候、殊於正願院座商人者、如八郎次良男荷下箕分所々於往来可致商候處、於只今者如居座一円於家内売買段、太以無其謂次第候、如今者仰座零落不可有其疑候、早々為御名主被経御札明、任先規被停止横入輩候者、併御座繁昌基可忝畏入存候、然者弥々御所役等可致殷勤沙汰候者也、仍粗言上如件、

文明五年癸巳四月廿二日

芝辻  
正乘  
梅井  
三郎

文明五年（一四七三）四月二十二日、一乘院の塩座が言上した所によると、大乘院方の塩座と号す三良五郎・七郎次郎・六郎四郎・十郎・平六以下の輩が、直付の駄塩を売買したことが先例なしとして訴え出ている。

これにより塩座にも一乘院方と大乘院方の双方があり、売買をめぐって争論が起きていたことがわかる。

### 馬借

馬借は馬によつて荷物を運搬する業者であり、山城国に「木津馬借」と呼ばれる人々がいたことがわかる。

大和では文明年間に奈良の間屋につく塩駄は一条院座・大乘院座所属のもので、また八木には長享元年（一四八七）には駄賃座があつて他所の馬を入れなかつたとあるから、馬借専門業者の座が形成されていたようである（『國史大辞典』）。

大和へ出入りする馬借の本拠地が木津にあつた。木津は木津川（泉川）の港津であり、奈良市中への荷物の陸揚地でもあつた。

○文正元年（一四六六）九月十一日条

山城馬借令集会木津高座、可責南都歟云々、京奈良之道不可通、珍事々々、

馬借はしばしば馬借一揆をおこしている。

文正元年（一四六六）馬借蜂起の報が尋尊の許に入っている。

「南都攻撃」の恐れと京奈良間の「街道封鎖」の報が伝わっている。

○文正二年（一四六七）三月一日条

就徳政事、木津土民致緩怠之間、来月二可有発向之由、寺門一同及神水并可申置地頭云々、就其尚々木津者共致緩怠、来十七日祭礼田楽装束共、自京都申下処、可相支之由支度及合戦云々、然間自昨日木津以下山城与当所一向不通云々、珍事、

徳政を求める徳政一揆を起こす馬借側とそれを攻撃鎮圧する寺門側の戦いがおこっている。そのため奈良と木津を結ぶ街道が通行不能となっている。

○応仁元年（一四六七）五月二十一日条

今日木津馬借帳本人等住屋可発向之旨一決、六方衆并近所衆徒・国民等并筒井取向出陣之処、木津一庄悉逃散、

応仁元年（一四六七）には、木津馬借の張本の住屋へ衆徒らが発向している。筒井らの衆徒攻撃を受けて、木津一庄ごとく逃散したと記されている。

○文明十七年（一四八五）八月二十四日条

今曉馬借寄来、放火、北市辺歟、後夜時分也、神人共二料足懸之、馬借之所為也、仍古市二行向可訴訟云々、三百余人神人也、其故ハ、徳政事自倉方一千貫取之、然上者馬借事可成敗事也、無沙汰故如此、希代之新儀出来云々、一千貫之内七百

貫吉市、三百貫西、取之云々、於土民之所存者、尚々止東西南北之路次可蜂起云々、倉方ハ以此分令満足所存歟云々、奈良中之迷惑珍事不可過之、

文明十七年（一四八五）八月二十四日、馬借が蜂起して、北市辺が放火されている。これは徳政一揆であり、徳政を認める代りに倉方が一千貫文の得分を取っている。その倉方の得分は古市氏へ入ると言われている。一揆のため東西南北の通路が止められ奈良中の迷惑が極まりなき状態であると、尋尊が書き留めている。

### 檜物座

檜の木工品を檜物といい、それを製作する人々の座「檜物座」があった。

### ○文明三年（一四七九）正月六日条

当国檜物座事同相語之、近日争論出来、サカテ座ハ檜物ヲ十方ニ持売座、号箸尾座歟一乗院方寄人也、年始以下替物等進之云々、大略経算之披官人云々、田原本座ハ檜物ヲ作座也、サカテ座以下ニ売之主也、大乘院座也、大略十市披官人也、大乘院方年貢六百文余也、狎舞奉行之、近来無沙汰云々、

今度両座相論ハ、吉野之檜物ヲ、直ニサカテ座ニ買之テ売也、

此条田原本座ノ為難儀之間、可停止之由令申之、猶以無承引間、サカテ座者ヲ自田原本方一兩人打死了、自学侶色々及問答云々、  
所詮作手与売手相論也、

### ○文明十年（一四七八）四月二日条

当門跡檜物師座者、新座・本座トテ両座在之、（中略）近来本座衆ハ二人有之、一人ハ東桶井五郎入道、一人ハ湯屋転経院ノ童部七郎丸也

新座・本座の両座があつて、大乘院領東桶井郷等は職人が居住していたことがわかる。

### ○明応二年（一四九三）四月九日条

檜物師ハ両門跡之座両流也、近日当門跡之座衆八九人在之云々、人数不足、多少依時者也、如一切座也、

### ○明応三年（一四九四）十二月二十三日条

両門檜物師座相論事在之、及此両三年事先例相尋之、一乗院座兄部水門実光言上分、辰巳小路ニ大乘院座檜物師左衛門太郎男早世之間、其子次郎太郎器用躰也、

明応二年（一四九三）四月九日条によると、檜物師は大乘院門跡

と一乘院門跡双方に座を形成、この年大乘院門跡下の檜物師座衆は八・九人であったと記している。

又、翌明応三年十二月には、両門跡の檜物師座間で争論があり跡継ぎをめぐる座衆が争っていたことが記されている。

土器座かわらけざ

土器かわらけを製作する人々の座「土器座」の存在も確認できる。

○文明七年（一四七五）三月十七日条

土器座衆訴申入、自旧冬申上土器土事、不謂権門・高家之領知掘取之処薬師寺之阿ミ夕院之田地不可叶之由申追上了、阿ミ夕院申分ハ、於畠土者不取之、麦之地也云々、此子細旧冬自别当申給之、今座衆申分ハ、郷中垣内之畠ハ不取之、田地二候、

文明七年（一四七五）三月、土器座衆と薬師寺の阿弥陀院とで土器土の掘取をめぐる争論が起きている。阿弥陀院は畠土であるので取ってはならないとしたが、座衆は畠土は取ってはいないと主張している。

大和では、興福寺大乘院門跡所属の赤土器本座・新座と白土器座、一乘院門跡所属の白土器座があった。（『國史大辞典』）

赤土器座の作手は東大寺領の水門郷と大乘院領福智院郷の両所に居住しており、水門郷は春日社に、福智院郷は大乘院に土器を納め

ていた。この両郷の作手の管理は兄部が当たり、その給分は一乘院領内在田庄の井関名の年貢であった。（平凡社『奈良県の地名』）

赤土器あかかわらけは色の赤い素焼きの器、白土器しろかわらけは白い色をした素焼きの器で、春日社・興福寺供物の器として用途があった。

○文明七年（一四七五）三月二十三日条

西京瓦器座衆申間事、别当方加催促者也、社頭神供朝御供ハ赤土器、夕御供ハ白土器云々、白土器料所神人取納之、座衆二下行之云々、両堂・南円堂油器同白土器献之、如此訴訟ハ白・赤申合、

春日社頭での朝御供は赤土器、夕御供は白土器、さらに興福寺の東金堂・西金堂・南円堂の油器は白土器であったことがわかる。

結びに代えて

『大乘院寺社雑事記』には、実にさまざまな職人が登場する。室町時代成立と推定される『七十一番職人歌合』（『群書類従』巻五〇など）<sup>6</sup>があるが、絵画資料としての『七十一番職人歌合』に対して、文献資料としておそらく最も詳しい室町時代の資料が、この『大乘院寺社雑事記』ではなからうか。

本稿でとりあげた職人は、大工・塗師・仏師・絵師・声聞師・河

原者・田楽・猿楽・盲僧・経師その他油寄人の座衆・塩座衆・馬借・檜物座衆・土器座衆等である。

『大乘院寺社雜事記』を通して、中世後期の職人の実態が見えてくる。

彼らが興福寺大乘院門跡・一乗院門跡という一大権門の支配下において、賦役の実施という奉公をする代り、商工業の利権を得ていた。実にさまざまな職業に従事しているが、それらは興福寺を中心とする中世奈良の支配者層にとつても必要とする商工業であつた。

職人層の中にもさまざまな階層があるが、それぞれが専門技術や技能を有し、世襲を前提としながらその専門技術や技能が継承されていたこともわかる。

最底辺の階層を構成していた非人・河原者もその職能や技術によつて中世奈良に生計を立てていた存在であつた。身分差別や中世社会の実態を把握する上で、職人の形態把握は極めて重要な課題である。今後の研究の進展に期待したい。

註

(1) 『七十一番職人歌合』は、自らを職人に仮託して左右に分れて歌を競い、判を下すという物合形式をとる。作者は飛鳥井雅康など複数の上層公卿歌人によるものとされ、明応九年(一五〇〇)頃成立した。職人としては、番匠・鍛冶・檜物師・油売・土器造・琵琶法師などがあげられ、当時の職人を知る上で貴重な資料である。『群書類従』本などが刊行されている。

(2) 『大乘院寺社雜事記』全十二卷、(角川書店、一九六四年)

(3) 『鹿苑日録』全六卷(統群書類従完成会、一九三六年)

(4) 拙稿『大乘院寺社雜事記』に見る薪猿楽関連資料の検討』(『大乘院寺社雜事記研究論集』第三卷、和泉書院、二〇〇六年)

(5) 小熊讓氏「中世後期における奈良の盲人について」『大乘院寺社雜事記』を中心に―(『大乘院寺社雜事記研究論集』第二卷、和泉書院、二〇〇三年)

(6) 前掲註(1) 参照。